

令和 8 年 4 月から

発火の恐れのあるごみを「発火性危険ごみ」として収集します

安全なごみ処理体制を維持し、火災を未然に防ぐためにも分別に対してご理解とご協力をお願いします。

ごみの出し方

発火性危険ごみ

2か月に1回

◇処理方法

- ・ 透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ・ 発火の恐れがあるため、強い衝撃を与えないようにしてください。

対象となるもの

ライター

〈例〉 使い捨てライター
着火ライターなど



必ず中身を使い切ること

電池類

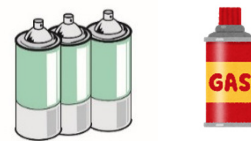
〈例〉 乾電池、ボタン電池
リチウムイオン電池など



電極部分をテープで絶縁すること

スプレー缶類

〈例〉 カセット式ガスボンベ
スプレー缶など



必ず中身を使い切ること

リチウムイオン電池内蔵製品(30cm未満)

⚠️ 充電して繰り返し使用できる製品

〈例〉 携帯用扇風機、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ・加熱式タバコ、ソーラーライト
ワイヤレスイヤホン、電子ゲーム機器、スマートウォッチ、電子タブレット、モバイルバッテリーなど



リチウムイオン電池が取り外せるものは、取り外すこと

30cm以上のリチウムイオン電池内蔵製品は「粗大ごみ」として出してください。

リチウムイオン電池内蔵製品の見分け方は？
充電すれば、コンセントに繋げずに使用できるもの
太陽光や手動により充電ができるもの

携帯電話やスマートフォンは、
なるべく販売店等へ返却してください。



袋に入れたまま
所定の回収かごへ

